

兵庫県公報

平成26年3月25日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（復興支援課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

兵庫県住宅再建共済制度条例の一部改正により、住宅又はマンションが自然災害により半壊に至らない被害を受けた場合についても共済給付金を給付することができるよう制度を拡充することに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第6号

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則（平成17年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「加入」の右に「又は申出」を加え、同条中「申込み」の右に「又は同条第2項の規定による申出」を加え、「その他」を「その他の」に改める。

第4条中「条例第9条第1項、第9条の2第1項若しくは第9条の3に規定する全壊、大規模半壊若しくは半壊又は同条に規定する床上浸水」を「次に掲げる被害」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 条例第9条第1項に規定する全壊、大規模半壊又は半壊の認定
- (2) 条例第9条第2項に規定する一部損壊の認定
- (3) 条例第9条の2第1項に規定する全壊、大規模半壊又は半壊の認定
- (4) 条例第9条の2第2項に規定する一部損壊の認定
- (5) 条例第9条の3に規定する全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の認定

第5条中「第9条第1項の表の1」の右に「又は同条第2項の表の1」を加える。

第6条第1項中「第9条の2第1項の表」を「同条第2項の表の1、第9条の2第1項の表、同条第2項の表」に改める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。